

# 大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱

平成26年3月31日

大磯町告示第47号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅のスマート化を促進し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、大磯町（以下「町」という。）内の自ら居住する住宅に新たにスマートエネルギー設備を設置する者に対し、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「設備」とは、ホームエネルギーマネジメントシステム（以下「HEMS機器」という。）、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充給電器をいう。

## (補助の対象)

第3条 補助事業は、町内の自ら居住するための住宅（店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む。以下同じ。）に新たに設備を設置する事業で、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 設置する設備が未使用品であること。
- (3) 住宅に設備を設置する場合は、家庭用として使用すること。
- (4) 共同住宅に設置する場合は、居室部分で使用することとし、共用部分では使用しないこと。
- (5) 設備を設置する住宅に補助事業者以外の所有者が存在する場合又は住宅の所有者が異なる場合は、書面により全ての所有者に設置の同意を受けていること。
- (6) 過去にこの要綱又はこの要綱による廃止前の大磯町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成21年大磯町告示第39号）に基づく補助を受けた設備については、補助の対象としない。

2 補助事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人（町内における住宅の購入、建築、建て替え等のため、町外に居住している者も含む。）であり、設備を継続的に使用すること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第3号の暴力団員でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、建売住宅供給者等によって設備（未使用である場合に限る。）が設置された建売住宅にあつては、建売住宅供給者等から当該住宅を取得する者を補助事業者とする。

(補助金の使途)

第4条 補助金の使途は、別表第2に掲げる補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 補助対象設備の仕様書

(3) 補助事業に係る契約書の写し若しくは見積書の写し又はこれらに代わるもの

(4) 設備を所有する住宅が新築の場合にあっては、建築工事請負契約書等の写し（住宅の所在地及び所有者が確認できるもの）

(5) 設備の設置場所を示す地図

(6) 設備の設置予定場所の現況を示すカラー写真（新築の場合にあっては、現在の状態が分かる写真）

(7) 申請者以外に設備を設置する住宅の所有者が存在する場合又は住宅の所有者が異なる場合にあっては、当該所有者全員の同意書（第3号様式）

(8) 電気自動車充電電器にあっては、申請者が所有者であることを示す当該車両の車検証の写し及び設置場所と一致する車庫証明書の写し。ただし、軽自動車等の車庫証明書の交付が受けられないものについては、車検証の写しのみとする。

(9) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、設備の設置工事を着手する前又は設備が設置された建売住宅を取得する前までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付決定通知書（第4号様式）又は大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認申請書（第6号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更を承認するときは、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業を中止するときは、速やかに大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止承認申請書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による申請があったときは、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止決定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金実績報告書（第10号様式）により、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）補助事業者の住民票（発行日から3か月以内のもので、新たに設備を設置した町内の自ら居住するための住宅の住所が確認できるもの）

（2）設備の設置に係る領収書の写し及びその内訳書（第11号様式）

（3）設置した設備の出荷証明書の写真若しくは保証書の写し又はこれらに代わるもの（住宅用太陽光発電システムを設置した場合にあっては、太陽電池モジュールの製造者が発行する出力対比表の写し（製造者が出力対比表を発行しない場合にあっては、出力対比表（第12号様式）に記載の上、製造番号票の写しを添付したもの）

（4）設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合にあっては、電力会社との電力供給契約の内容を示す書類の写し又は再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書の写し

（5）設備の設置状況を示すカラー写真（設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合にあっては、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの。ただし、設置環境により写真撮影ができない場合は、システム配置図を添付するものとする。）

（6）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金確定通知書（第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 規則第11条の規定による補助金の交付請求は、大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付請求書（第14号様式）によるものとする。

（財産の処分の制限等）

第12条 規則第15条ただし書の町長が定める期間及び同条第3号の機械及び重要な器具で町長が定めるものは、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 補助事業者は、規則第15条の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第15号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、承認又は不承認を決定し、処分承認（不承認）通知書（第16号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は設備の使用を廃止したときは、速やかに当該設備を撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

（補助事業者の町の調査への協力）

第13条 補助事業者は、補助事業を実施した後の省エネルギーの実績その他補助事業による地球温暖化対策の効果検証等を目的に町が実施する調査への協力を努めるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。  
（大磯町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止）
- 2 大磯町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成21年大磯町告示第39号）は、廃止する。  
（補助金の額に係る特例）
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、第7条に規定する交付決定を受けた者で、他の国及び県の補助金等が充当されない事業に限り、別表第3に規定する補助金の額の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とする。

1万5千円	4万5千円
5万2千円	15万2千円
5万円	15万円

- 4 前項に規定する特例の対象者であって、既に補助金の交付を受けている者についての追加の交付申請は、規則第3条第1項の規定により町が指定する様式により行うものとする。
- 5 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をし、交付すべき額を確定したときは、規則第5条の規定及び第10条の規定により、町が指定する様式により申請者に通知するものとする。
- 6 規則第11条の交付の請求は、町が指定する様式によるものとする。

附 則（平成28年3月31日大磯町告示第35号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日大磯町告示第106号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月10日大磯町告示第27号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日大磯町告示第29号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日大磯町告示第111号）

この告示は、公表の日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

設備の種類	補助対象設備
HEMS機器	発電量、売電量、買電量、電力使用量等が計測し、表示できる機器
住宅用太陽光発電システム	次の要件を満たす設備 (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満のもの (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの
家庭用燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会(Fuel Cell Association)に登録されている機器と同等のもの
定置用リチウムイオン蓄電システム	環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」において補助金交付対象として登録されている機器と同等のもの
電気自動車充電電器	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の対象として登録されている機器と同等のもの

※上記の各設備について、町長が同等であると認めた機器

#### 別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助金の使途
HEMS機器	補助事業においてHEMS機器を設置するために必要な経費(設備費、工事費)
住宅用太陽光発電シ	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバ

システム	一タ・保護装置)、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事・安全対策等を含む)
家庭用燃料電池システム	補助事業において家庭用燃料電池システムを設置するために必要な経費(設備費、工事費)
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助事業において定置用リチウムイオン蓄電システムを設置するために必要な経費(設備費、工事費)
電気自動車充電電器	補助事業において電気自動車充電電器を設置するために必要な経費(設備費、工事費)

別表第3 (第5条関係)

設備の種類	補助金の額
HEMS機器	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額とし、1万円を上限とする。
住宅用太陽光発電システム	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額と設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。)に1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、5万2千円を上限とする。
家庭用燃料電池システム	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額とし、5万円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車充電電器	

別表第4 (第12条関係)

財産の種類	期間
HEMS機器	5年
住宅用太陽光発電システム	10年
家庭用燃料電池システム	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車充電電器	8年